

指定管理者選定マニュアル

令和7年9月

栗 山 町

1. 目的

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、民間事業者
に公の施設の管理運営を委ね、民間事業者の有するノウハウを最大限活用することによって、住民
に良質なサービスを提供するとともに施設の管理運営の効率化を図ることをねらいとしています。

本マニュアルは、指定管理者制度の趣旨・目的が十分発揮されるよう、指定管理者候補者の選定
方法等について規定し、適正・適確な指定管理者候補者が選定されることを目的とするものでありま
す。

2. 選定にあたっての基本的な考え方

- (1) 選定は、施設の設置目的や指定管理者に期待する役割に応じて、施設の類型化を図り、その類
型ごとに選定基準(配点)を定め、審査・採点を行います。
- (2) 選定は、申込者から施設の類型ごとに定められた成果指標や活動指標の目標数値の提案を求
め、その目標設定の考え方及びそれを達成するための取組についても審査・採点を行います。
- (3) 選定は、町民主体の委員構成による選定委員会において行い、町民目線による選定を行いま
す。
- (4) 選定基準や選定経過、選定結果については公表し、選定の合理性、透明性及び公平性を確保
するとともに、町民の指定管理者制度の理解を深めます。
- (5) 指定管理者制度における PDCA サイクルを確立し、指定管理者の提案内容や選定理由はその
後の評価につなげ、検証していきます。

※PDCAサイクルとは

Plan（立案・計画）・Do（実施）・Check（検証・評価）・Action（改善・見直し）の頭文字を
取ったもので、行政政策や企業の事業評価にあたって計画から見直しまでを一環して行い、さら
にそれを次の計画・事業にいかそうとする考え方

3. 栗山町指定管理者選定委員会

(1) 選定委員会の設置

栗山町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年条例第17号。以下
「指定手続条例」という。)第15条の規定に基づき、指定管理者候補者を選定するために選定委
員会を設置します。

(2) 選定委員会の組織・運営

選定委員会は8人以内の委員をもって組織します。

委員は町民からの公募委員、施設利用団体などからの推薦委員、及び町職員で構成します。

選定委員会の組織及び運営については、別紙1「栗山町選定委員会要綱」に規定しています。

なお、公平かつ公正な選定を行うため、別紙2「指定管理者選定委員会委員の役割と心構え」を
規定しています。なお、申込者と利害関係を有する場合は、その申込者が申し込む施設の審査・
評価に加わることは出来ません。

(3) アドバイザーの設置

選定委員会には、申込者の安定的経営能力についてアドバイスをいただく公認会計士1名をアド
バイザーとして設置するものとします。

4. 選定までの基本的な流れ

選定までの基本的な流れについては、別紙3のとおりです。

5. 資格審査

申込書類に基づき、担当課で(1)から(3)に規定する資格要件等について審査を行い、審査結果を選定委員会に報告するものとします。

なお、資格確認基準日は申込日とします。

選定委員会は、報告を受けた審査結果を確認し、資格要件等を満たさない申込者については、失格とします。

(1) 申込資格

①団体であること。

②団体又はその代表者が次の事項に該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者(破産法(平成16年法律第75号)第2条第4項に規定する破産者をいう。)で復権を有しない者

ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により本町における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第244条の2第11項の規定による指定の取消し等を受けたことがある者

オ 国税及び地方税を滞納している者

カ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、自治法第92条の2、第142条(同条を準用する場合を含む。)又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者

キ 本町における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者又はこれらの者を代理人、支配人その他使用人として使用する者

ク 集団的に、若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又はこれらの者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者

ケ 栗山町の設置する指定管理者選定委員会委員が経営又は運営に直接関与している団体

③管理運営上の瑕疵による事故等に対応するための保険に加入している団体、または加入することが確実に見込まれる団体であること。

④町内に事務所若しくは事業所を有する団体であること。

⑤社会体育施設についてはサッカー場や野球場における芝管理の実績、芝管理における能力を有する団体であること。

⑥社会教育施設等については栗山町会計規則(昭和43年規則第4号)第67条第7項各号に掲げる基準を満たす団体、または同等の能力を有すると認められる団体であること。

⑦グループの場合、各構成団体について②の資格があること。

⑧グループの場合の代表団体において④の資格があること。

⑨グループの場合、各構成団体は、協定の履行、指定管理業務の実施に伴い第三者と締結する契約等に基づき当該グループが負担する債務の履行等について、グループ全体として連帯して責任を負うものであること。また、グループの目的や運営に関わる事項について各構成団体が合意していること。

(2) 基準管理費用

募集施設の基準管理費用(自主事業に係る費用は除く)の額を超えていないこと。

(3) その他

① 申込日において、次のいずれかに該当していないこと。

ア 申込者が本施設について、複数の申込をしている。

イ 単独で申込をした団体が、他のグループの構成団体として申込をしている。

ウ グループの構成団体として申込した団体が、単独で、又は他のグループの構成員として申込している。

② 申込書類が次に掲げる要件のいずれかに該当していないこと。

ア 募集要項に定める申請期間、提出先及び提出方法に適合していないもの

イ 記載事項及び添付に不備があるもの

a 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

b 虚偽の内容が記載されていることが判明したもの

6. 選定基準

(1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること(指定手続条例第4条第1号)。

(2) 施設の効用を最大限に発揮するものであること(指定手続条例第4条第2号)

(3) 施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること(指定手続条例第4条第3号)。

(4) 施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営の規模及びその能力を有しており、又は確保できる見込みがあること(指定手続条例第4条第4号)。

(5) その他町長又は教育委員会が別に定める基準(指定手続条例第4条第5号)

ア. 地域住民や関係団体との連携と適切な管理運営

イ. 現指定管理者の管理運営等における実績評価

7. 選定方法

(1) 審査・採点

審査・採点は、「6. 選定基準」ごとに審査項目、審査の視点及び配点を定め、審査項目ごとに各選定委員が5段階評価を行い、それを配点に応じて得点化し、総合得点を計算することとします。

なお、指定管理者には各施設の設置目的や特性に応じた管理運営が求められることから、指定管理者に期待する役割に応じた施設の類型化を図り、その類型により審査項目ごとの配点を設定することとします。

① 施設の類型化

公の施設はその設置目的や機能が様々であり、施設管理的なものから積極的な事業展開を期待するものなど多岐にわたっています。各施設の設置目的や特性に応じた指定管理者に期待する役割を整理し、次のとおり類型ごとに施設を区分します。

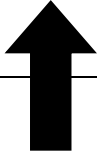
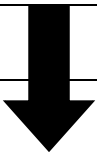
類型	指定管理者に期待する役割	施設名
I	積極的な事業展開により、町外からの利用者拡大の取組を期待する施設	栗山公園
II	地域の施設として、地域の利用者拡大の取組を期待する施設	南部公民館・南部地区町民センター、農村環境改善センター、開拓記念館・泉記念館、カルチャープラザ、図書館、スポーツセンター、農村環境改善センターテニスコート、いきいき交流プラザ
III	施設の適正な管理運営を期待する施設	総合グラウンド、栗夢広場、栗山運動公園、栗山公園弓道場
IV	IとIIの両方を期待する施設	栗山ダムパークゴルフコース
V	IとIIとIIIすべてを期待する施設	ふじスポーツ広場、町民球場、栗山公園球場

②審査項目、審査の視点及び配点

選定基準ごとの審査項目、審査の視点、及び施設の類型に応じた配点については、別紙4のとおりとします。

③審査の方法

各選定委員は申込書類、プレゼンテーション、ヒアリングなどから審査項目ごとに下記の基準による5段階評価と、評価すべき点または評価できない点について記載し、審査シート(様式1)を作成します。

評 価		
5		大変評価できる。
4		評価できる。
3		普通
2		評価できない。
1		全く評価できない。

※プレゼンテーション・ヒアリングについて

審査・評価の参考とするため、申込者から提案内容について説明を受け、質疑を行います。
なお、プレゼンテーション・ヒアリングは公開とします。

※評価結果の取りまとめについて

各選定委員の評価結果を取りまとめ、委員間において評価の分かれた審査項目については、選定委員会で意見交換を行い、その後に最終的な取りまとめを行います。

※指標に基づく審査・採点

施設の類型ごとに定められた成果指標や活動指標について、申込者から目標数値の提案を求め、その目標設定の考え方及びそれを達成するための取組について審査・採点を行います。

【指標の設定】

類型	成果指標	活動指標
I	利用者数・利用者満足度・事業参加者数	事業実施回数
II	利用者数・利用者満足度・事業参加者数	事業実施回数
III	利用者満足度	—
IV	利用者数・利用者満足度・事業参加者数	事業実施回数
V	利用者数・利用者満足度	—

④採点

採点は、審査項目ごとに各選定委員の評価の平均値(小数点以下第2位を四捨五入)を算出し、その平均値の割合に配点を乗じて得点を算出(小数点以下第2位を四捨五入)するものとします。

なお、次のア及びイの審査項目の得点算出については、以下のとおりとします。

ア「施設の管理経費の縮減」の得点算出

$\text{配点(20点)} \times \text{申込者のうち最低の提案管理経費額} / \text{当該申込者の提案管理経費額} - \text{減算}$
--

※減算については申込者の中で一番低い管理経費の額を提案した申込者がゼロ点、2番目に低い管理経費の額を提案した申込者が1点、3番目が2点と、提案した管理経費の額が高くなるほど減算額が大きくなります。したがって、一番低い管理経費の額を提案した申込者は20点となります。

イ「現管理者の管理運営における実績評価」の得点算出

令和4年度及び令和6年度に実施した指定管理者評価委員会における評価が高評価であった申込者に対して算出します。

評価年度	評価結果	得点
令和4年度	A 評価	選定基準(1)～(5)アまでの合計得点×5%
令和6年度	A 評価	選定基準(1)～(5)アまでの合計得点×5%

※なお、本評価は申込者が高い評価を受けた施設に関する選考に限り適用します。

8. 指定管理者候補者の決定

「7. (1) 審査・採点」の結果、総合得点が最も高い申込者を指定管理者候補者として選定します。

その場合、総合得点が60点に満たない場合は、選定しないものとし、改めて協議のうえ指定管理者候補者の選定を進めることとします。

なお、公募しない施設の指定管理者候補者の選定については採決方式により決定します。

9. 選定結果の公表等

(1) 選定委員会は、町長に選定結果を報告するものとします。

(2) 担当課は、選定結果通知書(様式2)により、申込者全員に選定結果を通知します。

(3) 選定結果については、町ホームページに掲載し、公表するものとします。(様式3)

(4) 申込者の提案内容は、町ホームページに掲載し、公表するものとします。(様式4)

(5) 選定委員会の会議録は様式5により、公表するものとします。

○栗山町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、栗山町が設置する公の施設（以下「施設」という。）の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(募集)

第2条 町長又は栗山町教育委員会（以下「町長等」という。）は、指定管理者に施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。

- (1) 施設概要
- (2) 申込資格
- (3) 申込受付期間(次条において「申込期間」という。)
- (4) 選定基準
- (5) 管理基準
- (6) 利用料金に関する事項
- (7) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間
- (8) その他町長等が指定する事項

(申込み)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、事業計画書その他規則で定める書類を添えて、申込期間内に町長等に提出しなければならない。

(選定方法等)

第4条 町長等は、前条の規定に基づく申込書の提出があったときは、申込資格を有する申込者のうちから、次に掲げる選定基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- (5) その他町長等が別に定める基準

(公募によらない指定管理者の候補者の選定等)

第5条 町長等は、次の各号の一に該当すると認めるときは、第2条の規定による公募によらず指定管理者の候補者を選定することができる。

- (1) 当該施設の性格、規模及び機能により公募をすることが適さないと認められるとき。
- (2) 公募に対し応募者がいないとき。
- (3) 指定管理者の候補者に選定された団体を指定することが不可能となり、又は著しく不適当と認められる事情が生じたとき。
- (4) 指定管理者の指定を受けた団体が、協定を締結しないとき。

2 前項の規定により選定された指定管理者の候補者は、町長等に第3条に規定する書類を提出しなければならない。

3 町長等は、前2項の規定により指定管理者を選定しようとするときは、前条に規定する選定基準により選定するものとする。

(選定結果の通知)

第6条 町長等は、前2条の規定による選定を行ったときは、速やかにその結果を申込者及び候補者に通知するものとする。

(指定管理者の指定)

第7条 町長等は、第4条又は第5条の規定により選定した指定管理者の候補者について、地方自治法第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、当該候補者を指定管理者に指定するものとする。

2 町長等は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

(協定の締結)

第8条 指定管理者の指定を受けた団体は、町長等と施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

(業務報告の聴取等)

第9条 町長等は、施設の管理の適正を期するため指定管理者に対し、その管理業務及び経理状況について、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第10条 町長等は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 第7条第2項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は管理業務の停止について準用する。

(事業報告書の作成及び提出)

第11条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、規則で定めるところにより、その管理する施設に関する事業報告書を作成し、町長等に提出しなければならない。ただし、年度途中において前条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(原状回復義務)

第12条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第10条の規定により指定を取り消し若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった当該施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、町長等の承認を受けたときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第13条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する当該施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を町に賠償しなければならない。ただし、町長等がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

(個人情報の取扱い)

第14条 指定管理者は、施設を管理するに当たって知り得た個人情報(以下この条において「保有個人情報」という。)を取り扱う場合については、漏えい、滅失又はき損の防止など保有個人情報の適切な管理のため、第8条に規定する協定に基づき必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者又は管理する施設の業務に従事している者(以下この項において「従事者」という。)は、保有個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(指定管理者選定委員会)

第15条 指定管理者の選定を公平かつ適正に行うため、栗山町指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を置く。

2 町長等は、第4条に規定する指定管理者の候補者の選定にあたっては、選定委員会の意見を聴くものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○栗山町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、栗山町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募の方法)

第2条 町長は、条例第2条に規定する指定管理者の公募を行うに当たっては、栗山町公告式条例（昭和25年条例第16号）第2条第2項に規定する場所への掲示等、必要な措置を講じなければならない。

(申込資格)

第3条 条例第3条に規定する申込みができる者は、団体であって、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 法律行為を行う能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を有しない者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本町における一般競争入札等の参加を制限されている者
- (4) 条例第10条の規定による指定の取消し等を受けたことがある者
- (5) 国税及び地方税を滞納している者

2 その他申込資格に関して必要な事項は、町長が別に定める。

(申込書等)

第4条 条例第3条に規定する指定管理者の指定の申込みは、栗山町公の施設に係る指定管理者の指定申込書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 申込資格を有していることを証する書類
ア 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
イ 定款、規約その他これらに相当する書類
- (3) 収支計画書
- (4) 当該団体の経営状況を説明する書類
- (5) その他町長が必要と認める書類

(公募によらない指定管理者の候補者等の選定)

第5条 条例第5条第1項第1号の規定による公募によらない指定管理者の候補者の選定は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 町が2分の1以上出資している法人、公共団体又は公共的団体が管理することにより、施設の効果的・効率的な運用が図られ、かつ利用者の利便性の向上が見込まれると認められるとき。
- (2) 町が関与又は育成することが必要と認める団体が、その活動目的に関する施設の管理をすることにより、施設の効果的・効率的な運用が図られ、かつ利用者の利便性の向上が見込まれると認められるとき。

(選定結果の通知)

第6条 条例第6条に規定する通知は、栗山町公の施設に係る指定管理者の選定結果通知書（様式第2号）によるものとする。

(指定の通知)

第7条 条例第7条第1項に規定する指定管理者の指定をしたときは、栗山町公の施設に係る指定管理者の指定決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(協定)

第8条 条例第8条に規定する協定は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 事業報告及び業務報告に関する事項
- (5) 本町が支払うべき管理費用に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (8) その他町長が別に定める事項

(事業報告)

第9条 条例第11条に規定する事業報告書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 利用状況及び利用拒否等の件数・理由
- (3) 利用料金の収入実績
- (4) 管理業務の収支状況
- (5) その他町長が別に定める事項
(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

栗山町指定管理者選定委員会要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、栗山町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年条例第17号。以下「条例」という。)第15条第1項の規定により設置される栗山町指定管理者選定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 指定管理者の募集に関すること。
- (2) 指定管理者候補者の審査及び選定に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、8人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。この場合において、第1号に掲げる委員の数は、2人以内とする。

- (1) 公募により選出された町民
- (2) 学識経験者
- (3) 行政機関を代表する者
- (4) その他町長が必要と認める者

3 委員会にアドバイザーを置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命のあった日から指定管理者候補者の審査が終了した日までとする。ただし、指定管理者に応募した法人その他の団体と利害関係のある者又は町長が特別な理由があると認めたときは、任期中であっても解職し、又は解任することができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、選任は委員の互選による。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員の責務)

第7条 委員は、公平かつ公正に審査を行わなければならない。

2 委員は、審査の過程において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 委員は指定管理者候補者と個別に接触をしてはならない。

(事務局)

第8条 委員会の事務を処理するため、企画財政課に事務局を置く。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成22年7月1日から施行する。

附 則(平成24年告示第48号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(令和7年告示第37号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

指定管理者選定委員会委員の役割と心構え

1. 指定管理者制度について

指定管理者制度は公の施設の管理運営に広く民間事業者の活力やノウハウを活かすことで、提供するサービスの質の向上と、より効率的・効果的な施設運営を両立させるものです。

この指定管理者制度を円滑に運用するためには、まず、指定管理者を適正かつ公正に選定することが必要不可欠です。

2. 選定委員会委員の役割

選定委員会委員は選定委員会に出席し、申込者の申込書類について、予め設定した選定基準に基づき、ヒアリング等を通じ、審査・評価します。

3 選定委員会委員の心構え

(1) 申込者が提出した書類やヒアリング内容を吟味のうえ、公平かつ公正な評価をお願いします。

(2) 申込者と利害関係を有する場合は、その申込者が申し込む施設の審査・評価に加わることはできません。

※利害関係を有する場合とは、委員の配偶者及び二親等内の血族が応募団体の役員をしている場合とします。

なお、上記以外の場合において、委員の申出に基づき、選定委員会が相当と認めた場合は審査・評価から外れることができるものとします。

(3) 申込者が自己に有利になる目的のため、選定委員会委員に接触等の働きかけを行った場合は、当該申込者は失格となります。こうしたケースがあれば速やかに町に報告してください。

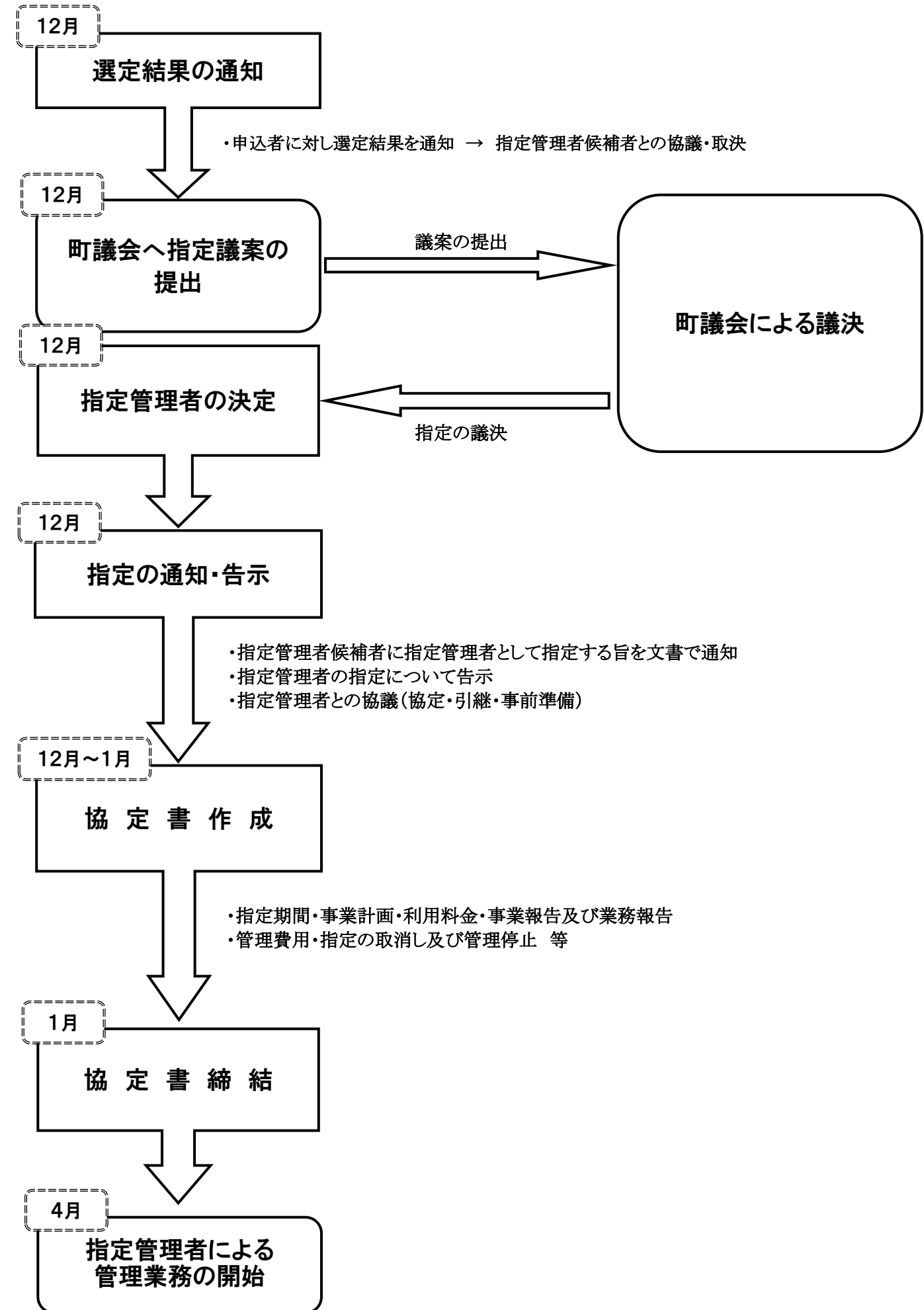
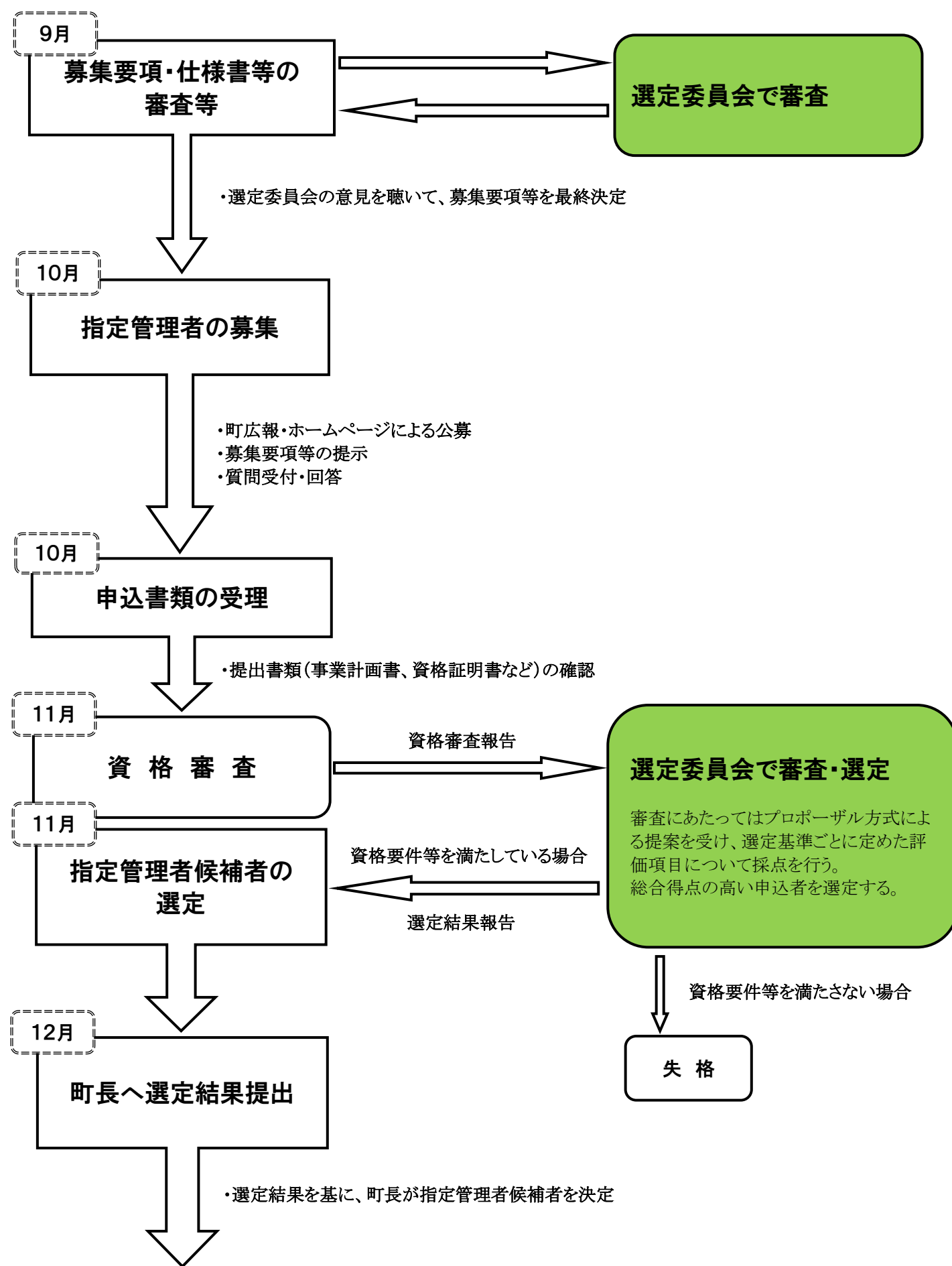
(4) 選定委員会の過程において、知り得た情報は、選定委員会開催中はもちろんのこと、終了後も公表してはなりません。また、申込書類等は厳重に保管してください。選定委員会終了後は申込書類等を町が回収します。

4 その他留意事項

(1) 選定委員会での発言内容は、各委員の氏名を伏せて公表します。

(2) 公表の方法は、町のホームページへの掲載、町議会への情報提供となります。

■選定までの基本的な流れ



指定管理者候補者選定に係る選定基準と審査項目・審査の視点及び施設類型別配点表

選定の基準	審査項目	審査の視点	施設類型別配点				
			I	II	III	IV	V
(1)利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること	①施設の設置目的等との適合性	施設の設置目的や指定管理者に期待する役割を理解し、基本方針、事業目標に反映されているか。	5	5	5	5	5
		町(教育委員会)が示した管理に関する基本的方針と提案内容が合致されているか。					
		団体の基本的経営理念や運営方針が公の施設の管理運営ということとの適合性はどうか。					
	②利用者の平等な利用の確保 (町民だれもが等しく利用できるための具体的手法及び期待される効果)	施設における平等利用の確保の方針や取組項目について、適正か。	5	5	5	5	5
		事業内容等が一部の町民、団体に対して不当に利益の制限又は優遇するものになっていないか。					
	③利用者に対するサービスの向上 (サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果)	サービス向上のための適切な取組が提案されているか。(幼児や老人、障害者への配慮、はじめての人も利用しやすいような配慮など)	5	5	5	5	5
		利用者ニーズを的確に把握し、管理運営に反映させる提案となっているか。					
		窓口・受付業務の体制や利用者への対応等について適切に考えられているか。					
		トラブルや苦情処理の対応策について、適切な取組が提案されているか。(規定の整備や職員研修など)					
(2)施設の効用を最大限に発揮するものであること	①施設の最大限効果的な管理運営 (利用者の増加を図るための具体的な手法及び期待される効果)	利用促進に関する基本的な考え方や自主事業実施の考え方が適切か。	20	15	5	15	10
		利用者数の目標設定について適切に考えられているか。 また、その目標を達成するための取組内容が適切であるか。					
		年間の広報計画の内容について、効果的な施設や事業の周知・PRなど利用促進を図る具体的提案となっているか。					
		委託事業、自主事業の実施に係る目標設定について適切に考えられているか。 また、その目標を達成するための取組内容が適切であるか。					
		複数の施設を一括して管理する場合、施設間の有機的な連携が図られる提案があるか。					
(3)施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること	①施設の適切な維持及び管理 (施設の維持管理の内容)	安心、安全な施設管理や災害や事故等に対する体制・対策など適切な施設の維持管理の考え方となっているか。 また、効率的な管理運営についての方策が提案されているか。	5	5	20	10	15
		第三者に対する委託業務の適正確保について、適切に考えられているか。					
		記録・報告・評価についての考え方は適切か。 また、評価結果を見直し・改善につなげていく方策について提案されているか。					
		利用者満足度に係る目標設定について適切に考えられているか。 また、その目標を達成するための取組内容が適切であるか。					

選定の基準	審査項目	審査の視点	施設類型別配点				
			I	II	III	IV	V
(3)施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること	②施設の管理経費の縮減	管理費用(自主事業を除く)の総額が縮減されているか。	20	20	20	20	20
(4)施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること	①施設の管理運営に必要な人員配置等(安定的な運営が可能となる人的能力)	適切かつ安定的な施設の管理運営を行うための組織体制や責任者の配置について考えられているか。	10	10	10	10	10
		適切な職員の配置となっているか。 必要な職員の採用や確保の方策は適切になされているか。 また、町内からの雇用について計画されているか。					
		職員の指導育成や研修体制について適切に計画されているか。 (定期的な研修会等の開催など)					
		業務に関連する専門的な知識を有する経験者または資格保有者が配置されているか。					
	②団体等の経営の規模及び能力等(収支計画の内容及び合理性) (安定的な運営が可能となる財政基盤)	施設の収支計画書が適切かどうか。 また、事業計画との整合性は図られているか。	15	15	15	15	15
		資金管理に関する規定の整備など事故防止の仕組みなど適切に考えられているか。					
		安定的な施設の管理運営を行っていくため、財務状況は良好となっているか。 また、財政基盤や債務の状況などはどうか。					
		これまで施設等の管理運営の実績があるか。 また、その実績はどうか。					
		複数の団体が共同して一つの応募団体となっている場合、それぞれの責任分担等が明確になっているか。					
(5)その他町長又は教育委員会 が別に定める基準	①地域住民や関係団体との連携と適切な管理運営	地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開などの具体的提案がされているか。(指定管理者協議会の設置・運営の考え方など)	15	20	15	15	15
		施設の管理運営にあたって、地域や関係機関、ボランティア等との連携について、具体的提案がされているか。					
		地域の経済効果等に配慮した事業の実施や町内業者への発注などの具体的提案がされているか。					
		施設や周辺地域の良い環境の保全に対し、適切な取組がなされているか。					
		個人情報保護のための適切な措置がなされているか。 その他法令の遵守に対する適切な措置がなされているか。					
		受託への熱意・意欲が感じられるか。					
	②現指定管理者の管理運営における実績評価	現指定管理者の管理運営の実績評価に基づく措置(高評価事業者に限る) ※令和4年度、令和6年度の指定管理者評価において、高評価事業者となった場合に適用	10	10	10	10	10
			110	110	110	110	110

指 定 管 理 者 審 査 シ ー ト

募集区分		選定委員名					
------	--	-------	--	--	--	--	--

選定基準	審査項目	審査の視点	施設の 類型	配点	審査	施設名	申込者名		申込者名	
							評価	特に評価すべき点	評価	特に評価すべき点
(1) 利用者の平等な 利用の確保及びサービ スの向上が図られるも のであること	①施設の設置目的等との適合性	施設の設置目的や指定管理者に期待する役割を理解し、基本方針、事業目標に反映されているか。		5	全く評価 できない 1 評価 できない 2 普通 3 評価 できる 4 大変評価 できる 5					
		町（教育委員会）が示した管理に関する基本的方針と提案内容が合致されているか。								
		団体の基本的経営理念や運営方針が公の施設の管理運営ということとの適合性はどうか。								
	②利用者の平等な利用の確保 (町民だれもが等しく利用できる ための具体的手法及び期待される 効果)	施設における平等利用の確保の方針や取組項目について、適正か。		5	全く評価 できない 1 評価 できない 2 普通 3 評価 できる 4 大変評価 できる 5					
		事業内容等が一部の町民、団体に対して不当に利益の制限又は優遇するものになっていないか。								
	③利用者に対するサービスの向上 (サービスの向上を図るための具 体的手法及び期待される効果)	サービス向上のための適切な取組が提案されているか。（幼児や老人、障害者への配慮、はじめての人も利用しやすいような配慮など）		5	全く評価 できない 1 評価 できない 2 普通 3 評価 できる 4 大変評価 できる 5					
		利用者ニーズを的確に把握し、管理運営に反映させる提案となっているか。								
		窓口・受付業務の体制や利用者への対応等について適切に考えられているか。								
		トラブルや苦情処理の対応策について、適切な取組が提案されているか。（規定の整備や職員研修など）								
(2) 施設の効用を最 大限に発揮するもので あること	①施設の最大限効果的な管理運営 (利用者の増加を図るための具 体的な手法及び期待される効果)	利用促進に関する基本的な考え方や自主事業実施の考え方が適切か。	Ⅰ	20	全く評価 できない 1 評価 できない 2 普通 3 評価 できる 4 大変評価 できる 5					
		利用者数の目標設定について適切に考えられているか。 また、その目標を達成するための取組内容が適切であるか。	Ⅱ	15	全く評価 できない 1 評価 できない 2 普通 3 評価 できる 4 大変評価 できる 5					
		年間の広報計画の内容について、効果的な施設や事業の周知・PRなど利用促進を図る具体的提案となっているか。	Ⅲ	5	全く評価 できない 1 評価 できない 2 普通 3 評価 できる 4 大変評価 できる 5					
		委託事業、自主事業の実施に係る目標設定について適切に考えられているか。 また、その目標を達成するための取組内容が適切であるか。	Ⅳ	15	全く評価 できない 1 評価 できない 2 普通 3 評価 できる 4 大変評価 できる 5					
		複数の施設を一括して管理する場合、施設間の有機的な連携が図られる提案があるか。	Ⅴ	10	全く評価 できない 1 評価 できない 2 普通 3 評価 できる 4 大変評価 できる 5					

選定基準	審査項目	審査の視点
(３) 施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること	①施設の適切な維持及び管理 (施設の維持管理の内容)	安心、安全な施設管理や災害や事故等に対する体制・対策など適切な施設の維持管理の考え方となっているか。 また、効率的な管理運営についての方策が提案されているか。
		第三者に対する委託業務の適正確保について、適切に考えられているか。
		記録・報告・評価についての考え方は適切か。 また、評価結果を見直し・改善につなげていく方策について提案されているか。
		利用者満足度に係る目標設定について適切に考えられているか。 また、その目標を達成するための取組内容が適切であるか。
	②施設の管理経費の縮減	管理費用（自主事業を除く）の総額が縮減されているか。
(４) 施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること	①施設の管理運営に必要な人員配置等（安定的な運営が可能となる人的能力）	適切かつ安定的な施設の管理運営を行うための組織体制や責任者の配置について考えられているか。
		適切な職員の配置となっているか。 必要な職員の採用や確保の方策は適切になされているか。 また、町内からの雇用について計画されているか。
		職員の指導育成や研修体制について適切に計画されているか。（定期的な研修会等の開催など）
		業務に関連する専門的な知識を有する経験者または資格保有者が配置されているか。
	②団体等の経営の規模及び能力等（収支計画の内容及び合理性） （安定的な運営が可能となる財政基盤）	施設の収支計画書が適切かどうか。 また、事業計画との整合性は図られているか。
		資金管理に関する規定の整備など事故防止の仕組みなど適切に考えられているか。
		安定的な施設の管理運営を行っていくため、財務状況は良好となっているか。 また、財政基盤や債務の状況などはどうか。
		これまで施設等の管理運営の実績があるか。 また、その実績はどうか。
複数の団体が共同して一つの応募団体となっている場合、それぞれの責任分担等が明確になっているか。		

施設の 類型	配点	審査	施設名	申込者名		申込者名	
				評価	特に評価すべき点	評価	特に評価すべき点
Ⅰ	5	全く評価 できない 1 評価 できない 2 普通 3 評価 できる 4 大変評価 できる 5					
Ⅱ	5	全く評価 できない 1 評価 できない 2 普通 3 評価 できる 4 大変評価 できる 5					
Ⅲ	20	全く評価 できない 1 評価 できない 2 普通 3 評価 できる 4 大変評価 できる 5					
Ⅳ	10	全く評価 できない 1 評価 できない 2 普通 3 評価 できる 4 大変評価 できる 5					
Ⅴ	15	全く評価 できない 1 評価 できない 2 普通 3 評価 できる 4 大変評価 できる 5					
	20						
	10	全く評価 できない 1 評価 できない 2 普通 3 評価 できる 4 大変評価 できる 5					
	15	全く評価 できない 1 評価 できない 2 普通 3 評価 できる 4 大変評価 できる 5					

選定基準	審査項目	審査の視点
（５）その他町長又は教育委員会が別に定める基準	①地域住民や関係団体との連携と適切な管理運営	地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開などの具体的提案がされているか。（指定管理者協議会の設置・運営の考え方など）
		施設の管理運営にあたって、地域や関係機関、ボランティア等との連携について、具体的提案がされているか。
		地域の経済効果等に配慮した事業の実施や町内業者への発注などの具体的提案がされているか。
		施設や周辺地域の良好な環境の保全に対し、適切な取組がなされているか。
		個人情報保護のための適切な措置がなされているか。 その他法令の遵守に対する適切な措置がなされているか。
		受託への熱意・意欲が感じられるか。
	②現指定管理者の管理運営における実績評価	現指定管理者の管理運営の実績評価に基づく措置（高評価事業者に限る） ※令和４年度、令和６年度の指定管理者評価において、高評価事業者となった場合に適用

施設の 類型	配点	審査	施設名	申込者名		申込者名	
				評価	特に評価すべき点	評価	特に評価すべき点
Ⅰ	15	全く評価 できない 1 評価 できない 2 普通 3 評価 できる 4 大変評価 できる 5					
Ⅱ	20	全く評価 できない 1 評価 できない 2 普通 3 評価 できる 4 大変評価 できる 5					
Ⅲ	15	全く評価 できない 1 評価 できない 2 普通 3 評価 できる 4 大変評価 できる 5					
Ⅳ	15	全く評価 できない 1 評価 できない 2 普通 3 評価 できる 4 大変評価 できる 5					
Ⅴ	15	全く評価 できない 1 評価 できない 2 普通 3 評価 できる 4 大変評価 できる 5					
	10						

栗山町公の施設に係る指定管理者の選定結果通知書

令和 年 月 日

様

栗山町長 佐々木 学

令和 年 月 日付けで申込みのあった公の施設の指定管理者の指定について、下記のとおり選定結果を通知します。

記

1 公の施設の名称及び所在地

施設の名称	
施設の所在地	

2 選定結果

審査の結果、貴法人(団体)を指定管理者候補者として選定いたします。

3 理由

審査の結果、「●●施設」の指定管理者候補者として、最も総合得点の高かった貴法人(団体)を選定いたしました。(総合得点 点)

特に他の申込者と比較して、下記の点が優れた提案として評価されました。

- ・
- ・
- ・

※今後、担当課と詳細についての協議を行い、協議が整った後、●月議会において議決を受け、正式に指定管理者として指定されることになります。

栗山町公の施設に係る指定管理者の選定結果通知書

令和 年 月 日

様

栗山町長 佐々木 学

令和 年 月 日付けで申込みのあった公の施設の指定管理者の指定について、下記のとおり選定結果を通知します。

記

1 公の施設の名称及び所在地

施設の名称	
施設の所在地	

2 選定結果

ご応募いただきましたが、審査の結果、貴法人(団体)は指定管理者候補者として選定されませんでした。

3 理由

審査の結果、「●●施設」の指定管理者候補者として、最も総合得点の高かった「■ ■」を選定いたしました。(総合得点 点)

選定されました「■ ■」につきましては、下記の点において他の申込者より優れた提案として評価されました。

- ・
- ・
- ・

なお、貴法人(団体)の総合得点につきましては、 点です。

栗山町公の施設に係る指定管理者の選定結果通知書

令和 年 月 日

様

栗山町長 佐々木 学

令和 年 月 日付けで申込みのあった公の施設の指定管理者の指定について、下記のとおり選定結果を通知します。

記

1 公の施設の名称及び所在地

施設の名称	
施設の所在地	

2 選定結果

審査の結果、貴法人(団体)を指定管理者候補者として選定いたします。

3 理由

・
・
・

※今後、担当課と詳細についての協議を行い、協議が整った後、●月議会において議決を受け、正式に指定管理者として指定されることになります。

栗山町公の施設に係る指定管理者の選定結果通知書

令和 年 月 日

様

栗山町長 佐々木 学

令和 年 月 日付けで申込みのあった公の施設の指定管理者の指定について、下記のとおり選定結果を通知します。

記

1 公の施設の名称及び所在地

施設の名称	
施設の所在地	

2 選定結果

ご応募いただきましたが、審査の結果、貴法人(団体)は指定管理者候補者として選定されませんでした。

3 理由

・
・
・

●●施設の指定管理者候補者の選定結果について

令和 年 月 日から指定管理者制度の導入を予定する●●施設につきまして、栗山町指定管理者選定委員会において、総合的に審査をした結果、下記のとおり指定管理者候補者として選定しましたので、お知らせします。

なお、選定された指定管理者候補者は、今後町議会で指定の議決を得た後に、指定管理者として正式に指定されることになります。

記

1. 施設の概要

施設名	所在地	施設規模等
		敷地面積 ha
		敷地面積 ha

2. 指定管理者候補者

団体名	
代表者名	
事務所所在地	

3. 指定期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで（ 年間）

4. 募集及び選定の経過

- (1) 応募団体数 団体
- (2) 応募団体名
- ・
 - ・
 - ・

(3) 募集・審査日程・経過

月 日	内 容
月 日～	募集開始（町広報・ホームページ掲載、公告式条例第2条第2項の場所に掲示） 募集要項及び申込書類の配布
月 日～ 日	質問受付 質問件数 件
月 日～ 日	申込受付 申込者 件
月 日	第 回指定管理者選定委員会 資格審査
月 日	第 回指定管理者選定委員会 プレゼンテーション・ヒアリング・審査
月 日	第 回指定管理者選定委員会 指定管理者候補者決定

5. 選定委員会委員

委 員 長	
委 員	
アドバイザー	

6. 選定審査の方法

(1) 資格審査

申込者から提出された申込書類を担当課において「指定管理者選定マニュアル」に基づく資格審査を行い、審査結果を第 回指定管理者選定委員会に報告し、資格要件等が満たされていることを確認しました。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

指定管理者選定委員会において、申込者から提案内容についての説明（ 分間）を受け、その後ヒアリング（ 分間）を行いました。

(3) 総合審査

指定管理者選定委員会において、申込者から提出された申込書類、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を基に、「栗山町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」に規定されている選定基準に基づく9つの審査項目ごとに審査・採点を行いました。

7. 選定結果の概要

(1) 選定理由について

選定した候補者について、次の点において他の申込者より評価されました。

- ①
- ②
- ③

(2) 審査結果一覧

別紙のとおり。

●●施設の指定管理者候補者の選定結果について

令和 年 月 日から指定管理者制度の導入を予定する●●施設につきまして、栗山町指定管理者選定委員会において、総合的に審査をした結果、下記のとおり指定管理者候補者として選定しましたので、お知らせします。

なお、選定された指定管理者候補者は、今後町議会で指定の議決を得た後に、指定管理者として正式に指定されることになります。

記

1. 施設の概要

施設名	所在地	施設規模等
		敷地面積 ha
		敷地面積 ha

2. 指定管理者候補者

団体名	
代表者名	
事務所所在地	

3. 指定期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで（ 年間）

4. 募集及び選定の経過

（1）非公募

（2）選定経過

月 日	内 容
月 日	第〇回指定管理者選定委員会 資格審査
月 日	第〇回指定管理者選定委員会 プレゼンテーション・ヒアリング・審査
月 日	第〇回指定管理者選定委員会 指定管理者候補者決定

5. 選定委員会委員

委員長	
委員	
アドバイザー	

6. 選定審査の方法

(1) 資格審査

申込者から提出された申込書類を担当課において「指定管理者選定マニュアル」に基づく資格審査を行い、審査結果を第 回指定管理者選定委員会に報告し、資格要件等が満たされていることを確認しました。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

指定管理者選定委員会において、申込者から提案内容についての説明（ 分間）を受け、その後ヒアリング（ 分間）を行いました。

(3) 総合審査

指定管理者選定委員会において、申込者から提出された申込書類、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を基に、「栗山町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」に規定されている選定基準に基づく9つの審査項目ごとに審査を行いました。

7. 選定結果の概要

(1) 選定理由について

- ・
- ・
- ・

指定管理者候補者選定に係る審査採点表

様式 3 別紙

施設名 ●●施設

選定の基準	審査項目	審査の視点	配点	指定管理者候補者名	A 社	B 社	C 社
(1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること	①施設の設置目的等との適合性	施設の設置目的や指定管理者に期待する役割を理解し、基本方針、事業目標に反映されているか。					
		町（教育委員会）が示した管理に関する基本方針と提案内容が合致されているか。					
		団体の基本的経営理念や運営方針が公の施設の管理運営ということとの適合性はどうか。					
	②利用者の平等な利用の確保 (町民だれもが等しく利用できるための具体的手法及び期待される効果)	施設における平等利用の確保の方針や取組項目について、適正か。					
		事業内容等が一部の町民、団体に対して不当に利益の制限又は優遇するものになっていないか。					
	③利用者に対するサービスの向上 (サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果)	サービス向上のための適切な取組が提案されているか。（幼児や老人、障害者への配慮、はじめての人も利用しやすいような配慮など）					
		利用者ニーズを的確に把握し、管理運営に反映させる提案となっているか。					
		窓口・受付業務の体制や利用者への対応等について適切に考えられているか。					
		トラブルや苦情処理の対応策について、適切な取組が提案されているか。（規定の整備や職員研修など）					
(2) 施設の効用を最大限に発揮するものであること	①施設の最大限効果的な管理運営 (利用者の増加を図るための具体的な手法及び期待される効果)	利用促進に関する基本的な考え方や自主事業実施の考え方が適切か。					
		利用者数の目標設定について適切に考えられているか。 また、その目標を達成するための取組内容が適切であるか。					
		年間の広報計画の内容について、効果的な施設や事業の周知・PRなど利用促進を図る具体的提案となっているか。					
		委託事業、自主事業の実施に係る目標設定について適切に考えられているか。 また、その目標を達成するための取組内容が適切であるか。					
		複数の施設を一括して管理する場合、施設間の有機的な連携が図られる提案があるか。					
(3) 施設の適切な維持及び管理並びに管理に関わる経費の縮減が図られるものであること	①施設の適切な維持及び管理 (施設の維持管理の内容)	安心、安全な施設管理や災害や事故等に対する体制・対策など適切な施設の維持管理の考え方となっているか。 また、効率的な管理運営についての方策が提案されているか。					
		第三者に対する委託業務の適正確保について、適切に考えられているか。					
		記録・報告・評価についての考え方は適切か。 また、評価結果を見直し・改善につなげていく方策について提案されているか。					
		利用者満足度に係る目標設定について適切に考えられているか。 また、その目標を達成するための取組内容が適切であるか。					
	施設の管理経費の縮減	管理費用（自主事業を除く）の総額が縮減されているか。					

選定の基準	審査項目	審査の視点	配点	指定管理者 候補者名	A 社	B 社	C 社
(4) 施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営の規模及びその能力を有しており、又は確保できる見込みがあること	①施設の管理運営に必要な人員配置等 (安定的な運営が可能となる人的能力)	適切かつ安定的な施設の管理運営を行うための組織体制や責任者の配置について考えられているか。					
		適切な職員の配置となっているか。 必要な職員の採用や確保の方策は適切になされているか。 また、町内からの雇用について計画されているか。					
		職員の指導育成や研修体制について適切に計画されているか。(定期的な研修会等の開催など)					
		業務に関連する専門的な知識を有する経験者または資格保有者が配置されているか。					
	②団体等の経営の規模及び能力等 (収支計画の内容及び合理性) (安定的な運営が可能となる財政基盤)	施設の収支計画書が適切かどうか。 また、事業計画との整合性は図られているか。					
		資金管理に関する規定の整備など事故防止の仕組みなど適切に考えられているか。					
		安定的な施設の管理運営を行っていくため、財務状況は良好となっているか。 また、財政基盤や債務の状況などはどうか。					
		これまで施設等の管理運営の実績があるか。またその実績はどうか。					
		複数の団体が共同して一つの応募団体となっている場合、それぞれの責任分担等が明確になっているか。					
(5) その他町長又は教育委員会が別に定める基準	①地域住民や関係団体との連携と適切な管理運営	地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開などの具体的提案がされているか。(指定管理者協議会の設置・運営の考え方など)					
		施設の管理運営にあたって、地域や関係機関、ボランティア等との連携について、具体的提案がされているか。					
		地域の経済効果等に配慮した事業の実施や町内業者への発注などの具体的提案がされているか。					
		施設や周辺地域の良い環境の保全に対し、適切な取組がなされているか。					
		個人情報保護のための適切な措置がなされているか。 その他法令の遵守に対する適切な措置がなされているか。					
		受託への熱意・意欲が感じられるか。					
	②現指定管理者の管理運営における実績評価	現指定管理者の管理運営の実績評価に基づく措置(高評価事業者に限る)					
	小	計					
	合	計					

〇〇施設の指定管理者選定に関する提案概要

選定基準	審査項目	提案項目	(指定管理者候補者)	A社	
			提案内容	提案内容	提案内容
(1)利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること	①施設の設置目的等との適合性	①施設の管理運営にあたって、各施設の設置目的や指定管理者に期待する役割を実現するとともに町民サービスの向上、経費の縮減を図るうえでの基本方針、事業目標を記載してください。			
	②利用者の平等な利用の確保 (町民だれもが等しく利用できるための具体的手法及び期待される効果)	①施設における平等利用の確保の方針及び取組項目を記載してください。			
	③利用者に対するサービスの向上 (サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果)	①施設を利用する方へのサービス向上の具体的取組などについて記載してください。 (幼児や老人、障害者への配慮やはじめての人も利用しやすいような配慮なども含めて)			
(2)施設の効用を最大限に発揮するものであること	①施設の最大限効果的な管理運営 (利用者の増加を図るための具体的な手法及び期待される効果)	①施設における利用促進に関する基本的な考え方、施設間の連携、自主事業実施の考え方などについて記載してください。			
(3)施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること	①施設の適切な維持及び管理 (施設の維持管理の内容)	①施設の維持管理の基本的な考え方、安全・安心な施設管理、災害・事故等の対応・体制などについて記載してください。			

選定基準	審査項目	提案項目	(指定管理者候補者)	A社	
			提案内容	提案内容	提案内容
(3)施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること	②施設の管理経費の縮減		〇〇〇, 〇〇〇千円	〇〇〇, 〇〇〇千円	〇〇〇, 〇〇〇千円
(4)施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること	①施設の管理運営に必要な人員配置等 (安定的な運営が可能となる人的能力)	①施設の管理運営を適切に行う組織の整備と責任者及び従事する職員の確保・配置について記載してください。 (町内雇用についての考え方も含めて記載してください)			
	②団体等の経営の規模及び能力等 (収支計画の内容及び合理性) (安定的な運営が可能となる財政基盤)	①安定的な施設の管理運営を行っていくための基本的な考え方を記載してください。 (現在の財務状況、財政基盤、債務の状況なども含めて記載してください。)			
(5)その他町長又は教育委員会が別に定める基準	①地域住民や関係団体との連携と適切な管理運営	①地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開などの具体的取組について記載してください。 (指定管理者協議会との連携も含めて記載してください)			

■■施設の指定管理者選定に関する提案概要

選定基準	審査項目	提案項目	(指定管理者候補者)					A社					提案内容				
(2)施設の効用を最大限に発揮するものであること	①施設の最大限効果的な管理運営 (利用者の増加を図るための具体的な手法及び期待される効果)	利用者数目標値(人)	提案内容					提案内容					令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
		目標値設定の考え方等															
		目標を達成するための具体的取組内容															
		委託事業 参加者数目標値(人)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
		目標値設定の考え方等															
		目標を達成するための具体的取組内容															
		自主事業 事業参加者見込数(人)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
		事業参加者見込数の考え方等															
		事業計画の内容															
		自主事業 事業参加者見込数(人)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
		事業参加者見込数の考え方等															
		事業計画の内容															
(3)施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること	①施設の適切な維持及び管理 (施設の維持管理の内容)	■■施設の維持管理業務の具体的な実施要領・年度別の実施計画など記載してください。特に、利用者の安全性(災害・事故対応含む)や利用者サービスの向上、管理経費の節減に結びつく工夫の内容などアピールしてください。															
		利用者満足度目標値(%)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
		目標値設定の考え方等															
		目標を達成するための具体的取組内容															
(5)その他町長又は教育委員会が別に定める基準	①地域住民や関係団体との連携と適切な管理運営	■■施設における指定管理者協議会の設置と運営について記載してください。															

第 回栗山町指定管理者選定委員会 会議録

開催日時	令和 年 月 日 () : ~ :
場 所	栗山町役場
出 席 者	(選定委員) (アドバイザー) (事務局)
会 議 内 容	
1. 開 会 2. 委員長挨拶 3. 経過報告 4. 協議事項 (1) ○○について ○○について、事務局より説明。 【質疑】 (委 員) (アドバイザー) (事務局) 5. 閉 会	